

志賀原子力発電所の中央制御室非常用循環系ダクト等の 点検調査指示について

平成29年1月19日
北陸電力株式会社

当社は、昨日（1月18日）、原子力規制庁より、中央制御室非常用循環系ダクト等の点検調査について指示を受けましたので、お知らせします。

当社は、昨日（1月18日）、原子力規制庁より、中国電力株式会社島根原子力発電所2号機で確認された中央制御室空調換気系ダクト腐食を受けて、以下の指示を受けました。

[指示の内容]

1. 中央制御室非常用循環系ダクト及びこれらの系統に接続されている系統のダクトについて、原子炉施設保安規定^{※1}に定める運転上の制限^{※2}として、同系統が動作可能であることが要求されている原子炉の状態または原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業^{※3}に至る前までに点検調査すること。
2. 点検調査完了後、速やかに点検調査結果及び点検調査を行った施設に係る付帯情報（当該施設の系統図、過去の点検内容と点検実績、現行の保全計画^{※4}）を原子力規制庁に報告すること。

当社は、今回の指示に対し適切に対応してまいります。

以 上

※1 原子炉施設保安規定

原子炉の運転や保安のために必要な事項を定めた規定であり、事業者が作成・申請し、国の認可を受けているもの

※2 運転上の制限

原子炉施設保安規定で定めている、原子炉の運転状態に応じた制限事項

※3 照射された燃料に係る作業

使用済燃料貯蔵プール内の燃料を原子炉へ移動する作業等（1，2号機共に、現在、全燃料は使用済燃料貯蔵プール内）

※4 保全計画

原子力発電所の号機毎に、定期検査開始日から次の定期検査開始日の前日までの期間において実施する点検・補修等の計画（プラント運転中も含む）などを定めたもの